

下水道管路施設等に対する緊急点検について

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、次のとおり、下水道施設等の緊急点検を行うこととしましたのでお知らせします。

1 下水道施設の点検

(1) 調査概要

- ①過年度の点検・調査結果に基づく、要経過観察箇所の再点検
- ②管径2 m以上の下水道管の点検

(2) 点検内容

- ・埋設された地上部（主に道路面）の段差やたわみ等の点検
- ・マンホール周囲の段差や沈下等の点検
- ・汚水管については、マンホール内からの目視点検や写真撮影

2 道路施設の点検

緊急輸送道路、病院等へ接続する重要な路線に対し、毎年行っている路面下空洞調査における要経過観察箇所について、目視による路面変状の点検を実施します。

下水道管理者と道路管理者で協力し、早期の点検に努め、異常箇所の発見時には適宜、詳細な調査と必要な対策を進めます。

下水道施設の点検に関する問合せ先

下水道保全課

直通電話 042-707-1908

対応責任者 三浦

道路施設の点検に関する問合せ先

路政課

直通電話 042-769-8359

対応責任者 大貫